

議員提出議案第3号

葛飾区学童保育クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

提出者 7番 片岡 ちとせ 30番 木村 ひでこ
31番 中江 秀夫 32番 中村 しんご

葛飾区議会議長 梅沢 とよかず 殿

(提案理由)

全ての子どもの遊び及び生活を支援することを通じて、子どもの居場所の確保に努めなくてはならないため、使用料を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区学童保育クラブ条例の一部を改正する条例

葛飾区学童保育クラブ条例（昭和52年葛飾区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおり」を「0円」に改め、同項各号を削り、同条第2項及び第3項を削る。

第7条及び第8条を次のように改める。

第7条及び第8条 削除

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条の規定は、令和8年10月以後の月分の使用料について適用し、同月前の月分の使用料については、なお従前の例による。